

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書受付要領

建設工事

1 資格条件

(1) 申請者は、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

(3) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(4) 国税及び地方税を滞納していない者

(5) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の基づく建設業の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する直近決算後の経営事項審査を受けている者であること。

(6) 社会保険等未加入（健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に定める届出の義務を履行していない）建設業者（当該届出の義務のない者を除く）の申請は受付しません。社会保険への加入状況の確認は、最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」で行います。※法令により適用除外とされる事業者は除きます。

2 申請期間

令和6年11月18日（月） ～ 令和6年12月13日（金）

※申請サイトは、期間中24時間利用できます。

3 申請書類

(1) 組合指定様式

※申請書類の「組合指定様式」は、組合ホームページからダウンロードすることができます。

ア チェックシート（提出物確認用）

※提出の必要はありません。

イ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事・Excel）

※ウ以降はPDFで提出をお願いします。

ウ 営業所一覧表（組合指定様式・PDF）

エ 工事経歴書(組合指定様式・PDF)

オ 委任状(組合指定様式・PDF)

※本店以外で入札・契約等をする場合に代表者から受任者あてのものを添付

カ 使用印鑑届(組合指定様式・PDF)

キ 暴力団等排除に関する誓約組合書(指定様式・PDF)

(2) 添付書類

ア 経営規模等評価結果通知書 (PDF)

令和7年4月1日時点で有効のもの(経営事項審査を受審したときは、速やかに通知書(写し)を提出すること。)

イ 登記簿謄本(法人の場合)又は身元証明書(個人の場合)(PDF)

ウ 建設業許可証明書(写)又は国土交通省ホームページ「建設業・宅建業者等企業情報検索システム」に掲載されている、建設業者の詳細情報(有している全ての建設業許可が確認できること)を印刷したもの(PDF)

エ 印鑑証明書(PDF)

オ 納税証明書(各直前1年分)(PDF)

法人の場合 法人税・消費税及び地方消費税(その3の3・PDF)

個人の場合 申告所得税・消費税及び地方消費税(その3の2・PDF)

※泉大津市・和泉市・高石市の本店又は支店で入札、契約等をする場合は、固定資産税及び法人市民税(法人の場合)又は市民税(個人の場合)を併せて添付

カ 建設業退職金共済制度加入・履行証明書(PDF) ※加入の場合に添付

キ 営業の所在地図及び写真(営業所等の全景及び看板等会社名を確認できるもの)

※泉大津市・和泉市・高石市の本店又は支店で入札、契約等をする場合のみ

ク 社会保険等の加入の事実を証する書類(PDF)

※加入状況が「無」になっている場合のみ

4 注意事項

(1) 今回受付の有効期間は、令和7年度と令和8年度です。

(2) 希望業種は、分類表から選択してください。

(3) 「建設工事」と「測量・建設コンサルタント等」とを併せて申請することはできません。

(4) 申請書の受付が完了した方については、資格審査の上、適正と認めた場合にのみ本組合に登録します。なお、結果については、本組合ホームページ「一般競争(指名競争)参加有資格者名簿」の公表をもって通知に代えるものとします。

(5) 申請に係る書類の記載事項に虚偽がある場合は、一般競争(指名競争)参加資格を取り消すことがあります。

(6) 「一般競争(指名競争)参加有資格者名簿」に登録されても、必ずしも指名又は発注を保証するものではありません。

- (7) 提出書類及び契約に関する情報について、法令等に基づき公開することがあります。
- (8) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書各書類に押印する印鑑は、実印を使用してください。

5 変更届について（登録完了後）

- (1) 登録完了後、社名、代表者、受任者、所在地、電話番号、メールアドレス等に変更が生じた場合は変更申請が必要です。
- (2) 「変更届」様式及び添付必要書類については組合ホームページに掲載予定ですが、時期は未定ですので、組合ホームページまたは申請サイトにてご確認ください。
- (3) 変更申請時に別途システム使用料が発生することはありません。
- (4) 建設工事の「経営事項審査結果通知書」については、それぞれの入札時点で確認するため、更新ごとに送付の必要はありません。
- (5) 登録完了後の合併、営業譲渡等については「変更届」で基本的に処理できないため事前にお電話にてご連絡をお願いします。

6 問い合わせ先

泉北環境整備施設組合 総務部 財政課 契約管財係 TEL 0725-46-0150